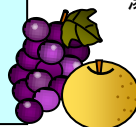




雄物川上流



No.263 発行日 平成29年10月31日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109

河川管理施設の保全にご協力をお願いします！

河川管理施設の変状、損壊、野焼き、不法投棄及び油や薬品の流出などに関する情報提供をお願いします。

堤防の変状



油・薬品の流出



洪水が起こった場合、堤防が崩壊し、近隣地区が浸水する可能性があります。また、河川に油や薬品等が流出した場合、生態系に大きな影響を与えます。

もみ殻・稲わら焼



野焼き



芝生が燃えてしまうと、堤防の土が崩れやすくなり堤防崩壊の危険性が増します。また堤防の芝に燃え広がることにより、付近の家にも被害が及ぶ危険性があります。

秋田県公害防止条例で10月1日から11月10日までの期間、もみ殻・稲わら焼が全面禁止されています。
【罰則等】河川法第27条第1項違反(土地改変)→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(河川法第102条)
堤防除草による刈草が耕作の支障となる場合は、下記の連絡先までご連絡ください。

《河川管理に関するお問い合わせはこちらまで》国土交通省 湯沢河川国道事務所 十文字出張所 TEL: 0182-42-0109

伐採した木材を差し上げます

河川の工事などで発生した伐採木を、無料で提供しています。引き渡し場所、数量などの詳細については、十文字出張所へお問い合わせください。なお、伐採木の引き渡しにあたり、下記事項に留意する必要があります。

- ◆個人で使うことを目的とし、第三者への販売、譲渡はできません。
- ◆引き渡し場所からの伐採木の積み込みおよび運搬については、申込者が行うこととなります。なお、事故などの責任は、当方では一切関与しません。
- ◆伐採木を引き取った後に山や川に捨てると「不法投棄」となります。
- ◆数に限りがあるので、無くなり次第、終了となります。



貯木場の様子